

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目

次

ページ

北海道監査委員公報

○副委員長 鈴木 伸
○副委員長 藤井 十郎

一
三

監査委員公報

監査公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した平成11年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき、同条第12項の規定により、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成13年6月8日

北海道監査委員 土 田 弘
北海道監査委員 神 戸 典 臣
北海道監査委員 谷 慶 藏
北海道監査委員 前 田 榮 一

第1 監査の結果の報告

平成11年度に係る監査の結果については、公営企業会計にあっては平成12年6月12日に議会及び知事に報告（平成12年6月20日付け北海道公報号外第45号で公表）し、一般会計及び特別会計にあっては平成12年9月4日に議会、知事、関係のある委員会等に報告（平成12年9月18日付け北海道公報号外第75号で公表）した。

第2 公営企業会計

1 指摘事項に対する措置

区 分	監 査 実 施 部 局	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
知 事	保健福祉部 (病院事業会計)	事業の経営については、依然として厳しい状況にあるものの、患者数の増などによる医業収益の増	医師等スタッフの適正配置や庁舎管理業務などの業務の適正化につきましては、「北海道病院事業経営計画」に沿って、着実に推進

加や医薬材料費の減などによる医業費用の減少等により、当年度の純損失は2,088,388千円と前年度の2,653,669千円に比べ565,281千円減少している。

「北海道病院事業経営計画」については、平成10年度を初年度とし、各病院に設置された「経営計画推進会議」を中心に、より満足される患者サービスへの提供、意欲ある人材の育成とコミュニケーションを重視した組織づくり、より効率的な病院経営の推進、優秀な医師等スタッフの確保、病院施設や医療機器の計画的な整備を基本目標として、経営改善の具体的な取組が行われている。

これらのうち、患者の待ち時間の解消などについては、予約診療制の導入、午後外来の拡充、午後受付時間の延長、院外処方せん発行の拡大、喜ばれる食事については、適時適温給食や選択メニュー制の導入、定期的嗜好調査の実施、収入の確保と経費の削減については、診療報酬請求漏れ防止対策や時間外勤務手当の縮減など、積極的な取組が行われている。

してきているところであり、病棟再編に伴う過員についても、その解消に努めているところであります。

また、平成12年度は、ボイラー技士の配置数を見直すとともに、平成13年度からは、給食業務の一部委託化をすることとしております。

今後とも、業務量に応じた職員の適正配置に努めるとともに、庁舎管理業務等の民間委託の推進などにより一層業務の効率化を図ってまいります。

なお、札幌北野病院につきましては、必要な入院期間や転院に当たっての準備期間を考慮するなどして、患者の方々に不安を与えないよう留意しつつ、平成13年度をもって廃止することとし、平成13年第1回北海道議会定例会に「北海道病院事業条例の一部を改正する条例案」を提案し、議決されたところであります。

書類等を十分に確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、撤去費用の支出につきましては、事実確認の上、支出決定（追認）の処理を行いました。	されていなかった。	企業の経営については、前年度143,589千円の純利益に対し、当年度は石狩湾新港地域工業用水道事業の営業開始などにより、395,809千円と多額の純損失が生じている。 苦小牧東部地区第一工業用水道事業については、これまで苦小牧地区第二工業用水道事業の水源から暫定的に給水していた事業を苦東工事業と位置付けて、平成11年度から営業を開始している。 しかし、平成10年4月の「時のアセスメント」の結果、工業用水の需要が確実に見込まれるまでの間、専用施設の着工を繰り延べすることとされたことから、これまでの投資に係る償還など工業用水道の経営全体に極めて大きな影響を及ぼす状況にある。 また、石狩湾新港地域工業用水道事業についても、平成11年度から営業を開始しているものの、給水能力日量17,500m³に対し契約水量が日量2,055m³（11.7％）にと	苦小牧東部地区第一工業用水道事業、石狩湾新港地域工業用水道事業の各検討委員会の検討内容などを踏まえ、関係機関と連携を図り、早急に見直してできるように努めてまいります。
--	------------------	--	--

	どまるなど、収支が均衡しない状況にある。 このため、両事業の抱える課題と事業のあり方などを検討するために関係各部で構成する検討委員会が設けられたところであり、この検討内容を踏まえ、早急に両事業のあり方について抜本的な見直しを行い、関係機関と連携を図りながら必要な対策を講じるべきである。
--	--

2 指導事項に対する措置

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
収入事務	ア 個人負担医療費の未収金において、時効が完成しているにもかかわらず不納欠損の処理が行われていないもの。	不納欠損の処理につきましては、関係書類等を十分に確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、時効完成による不納欠損につきましては、所定の手続により処理しました。
	イ 個人負担医療費などの未収金において、催告や督促状の発付が遅延しているもの。	未収金に係る催告や督促状の発付が遅延しているものにつきましては、関係書類を十分に確認の上、速やかに督促状等を発付するとともに、出張徴収を行うなど未収金の早期収納に努めてまいります。
	ウ 給与費の返納事務において、納入が遅延しているもの。	給与費の支給につきましては、関係書類を十分に確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過私のあったものにつきましては、速やかに返納の手続を行い、収納しました。
エ 金融機関への現金払込		現金払込に関する企業出納員の補助者

支出事務	ア 旅費の支給において、航空賃の計算誤りにより過払になっているもの。	旅費の支給につきましては、航空運賃等の確認を行うなど、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過私のあったものにつきましては、速やかに返納の手続を行いました。
	イ 非常勤職員に対する住居手当等の支給において、事実確認を怠ったことにより過払となっているもの。	非常勤職員の各種手当の認定に当たっては、今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過私分につきましては、速やかに返納の手続を行いました。
契約事務	ア 清掃及び警備に係る委託業務において、債務負担行為を設定しているにもかかわらず早期に入れ・契約が執行されていないもの。	清掃及び警備に係る委託業務につきましては、債務負担行為の設定の趣旨に即して、適期に入札等の実施及び契約の締結を図ってまいります。
	イ 工事契約事務において、契約保証金（銀行保証書）の受入決定が行われていないなど、事務処理に適切を欠くもの。	工事契約に当たっては、今後、このようなことのないよう、適切な事務処理に努めてまいります。
財産事務	ア 機械器具や準備品の管理において、「備品管理票」による管理が行われていないもの。	機械器具（固定資産）等の管理につきましては、関係諸規定の整備を行うなどして、その適正管理に努めてまいります。
	イ 土地の使用許可において、時価による使用料積算が行われていないもの。	事業用資産の貸付に係る使用料につきましては、許可時点での地価動向の把握に努め、今後、適切に算定してまいります。

3 検討事項に対する措置

区 分	検 討 事 項	講 じ た 措 置
収 入 事 務	臨床実習生の受入れにおいて、受入基準等を定めることについて検討すべきもの。	臨床実習生の受入れにつきましては、実習に係る経費の徴収を行うとともに、具体的な事務取扱要領を作成するなど、適正化を図ってまいります。
契 約 事 務	工業用水道施設に係る運転管理の委託契約において、債務負担行為を設定し、早期に入れ・契約を執行することについて検討すべきもの。	当該業務委託につきましては、平成13年度の契約分から債務負担行為を設定し、入れ・契約を早期に執行できるよう措置いたしました。
	院内保育所の委託契約において、収支精算書を徴し、経費の内訳等を把握することについて検討すべきもの。	院内保育所保育委託業務に係る収支精算書につきましては、平成13年度から徴することとし、適正な事務処理に努めてまいります。
財 産 事 務	病院の売店に係る使用許可において、使用料を免除しているものがあることから、免除の考え方や妥当性を整理することについて検討すべきもの。	病院売店の使用料等の取扱いにつきましては、当該売店が病院における入院患者等の福利厚生施設として必要不可欠なものであることから、北海道財務規則の運用方針を準用し、道があらかじめ対価について検討し、提供させている物品販売として位置付けた上で、適切な事務処理に努めてまいります。
そ の 他	固定資産の取得に伴う消費税の繰延償却において、償却期間が一律20年となっていることから、耐用年数に応じた取扱いとすることについて検討すべきもの。	固定資産の取得に伴う消費税の繰延償却につきましては、原則として耐用年数内で償却するため、電算システムの一部変更を行うなど適正な事務処理に努めてまいります。
	配水管の通水能力不足や漏水事故が発生していることから、改修計画を策定するなど、安定供給体制の確立について検討すべきもの。	通水能力不足や漏水事故発生対策につきましては、安定的な給水に支障を生じないよう、適期に必要な改修計画を策定するとともに、現行の巡視点検内容の強化や、受水企業で設置している圧力計の低下変動の状況把握、その他事前点検可

第3 一般会計及び特別会計 1 指摘事項等に対する措置			能な方法などを検討し、今後も工業用水の安定供給に努めてまいります。
指 摘 事 項 等	講 じ た 措 置		
1 会計年度に係る事項 《指摘事項》 介護保険事業に係る委託料と備品購入費の支払いにおいて、支払期日の確認を怠ったことから、出納整理期間中に支払いが行われず、翌年度において過年度支出しているものが3件、5,731,950円あった。（保健福祉部）	委託料や備品購入費等の支払に当たっては、支出状況等の確認を十分に行い、迅速な事務処理に努めてまいります。		
2 予算に係る事項 《指導事項》 歳出予算は、定められた「款項目節」の区分に従って執行しなければならないが、「（項）建設管理費（目）土木現業所費」とすべきところを「（項）道路橋りょう費（目）道路新設改良費」とし、「（項）建設管理費（目）土木現業所費」とすべきところを「（項）河川費（目）河川改良費」とし、「（目）道路維持管理費」とすべきところを「（目）道路新設改良費」としていたものがあった。	歳出予算の執行に当たっては、執行目的に沿った適正な予算科目による執行に努めてまいります。		
3 収入に係る事項			
(1) 収入未済額が多いもの 《指摘事項》 収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならないものであり、さ			

まざまな徴収努力が認められるが、依然として収入未済額が多額となっているものがあつた。	
(収入項目) (収入未済額) (所 管 部)	道 税 18,724,496千円 総 務 部
道税の収入未済額につきましては、引き続き、道税広報の充実強化や自主納税の推進に努めるほか、道税が滞納となつた場合には、早期に滞納の原因を把握し、財産調査等を行うとともに、常習滞納者、悪質滞納者に対しては、厳正な措置を講じるなどして、収入未済額の圧縮を図り、道税収入確保に一層努めてまいります。	
(収入項目) (収入未済額) (所 管 部)	母子福祉資金貸付金、遺児福祉修学資金貸付金等 2,026,700千円 保健福祉部
母子福祉資金貸付金、遺児福祉修学資金貸付金等の収入未済額につきましては、電話、文書、訪問等による償還の督促指導のほか、償還促進特別対策事業の実施や口座振替のための取扱銀行を増やすなどの対策を講じているところであり、今後は、長期滞納者等の実態に応じた効果的な償還対策を講じ、収入の確保に努めてまいります。	
児童保護措置費徴収金等につきましては、督促状の送付や電話・訪問による納入相談や催告等により納入の促進を図っているところですが、今後は、徴収事務担当者に対し、施行事務指導監査等を通じて納入指導の徹底を図るとともに、より一層滞納世帯の実態把握に努め、債務者の支払能力に応じた分割納入等の措置を講じ、収入未済額の減少に努めてまいります。	
生活保護費返還金につきましては、被保護世帯に対する訪問調査により滞納者の生活実態を把握し、納入指導の強化を図るとともに、返還金を発生させないために不正受給の未然防止等保護の適正実施に努めているところです。	
今後も滞納者の生活実態を的確に把握	

(収入項目) (収入未済額) (所 管 部)	中小企業近代化に係る高度化資金貸付金等 3,422,341千円 経 済 部	中小企業近代化に係る高度化資金貸付金等の収入未済額につきましては、今後とも関係指導団体や他の債権者との連携を密にし、貸付先や連帯保証人等の実態把握に努めるとともに、関係機関とも十分協議の上、保証人等に対して債務承認や分割納入等の債務履行を求め、応じない場合は、担保権の実行等、法的措置も検討しながら、個別案件に即した対応により債権回収に努めてまいります。
(収入項目) (収入未済額) (所 管 部)	農業改良資金貸付金 73,129千円 農 政 部	農業改良資金貸付金の収入未済額につきましては、債務者及び連帯保証人に対し、文書や訪問等により督促を行っているところであります。
今後とも関係機関と連携をとりながら、債務者の実態把握に努め、分割納入の指導等、債務者の状況に応じた措置を講じ、収入未済額の解消に努めてまいります。		
(収入項目) (収入未済額) (所 管 部)	林業改善資金貸付金 134,276千円 水産林務部	林業改善資金貸付金の収入未済額につきましては、債務者及び連帯保証人に対し文書や電話、直接訪問による督促に努めております。
また、延滞債務者の個人別ファイルを活用し、状況把握に努め、延滞債務者の類型化を行い、類型化した債務者の実態に応じた具体的な対策を計画的に実施し、分割納入の指導を行うなどの措置を講じております。		
今後は、「林業改善資金債権管理強化期間」に、実施計画に基づいた対策を支庁と連携して集中的に実施し、債務者に対し、計画的な納入や分割納入額の増額について指導を行い、収入未済額の解消		

(収入項目) 道営住宅使用料 (収入未済額) 668,539千円 (所 管 部) 建設部	に努めてまいります。		
(収入項目) 河川に係る堤塘使用料 (収入未済額) 29,148千円 (所 管 部) 建設部	河川に係る堤塘使用料の収入未済額につきましては、滞納整理のため文書通知及び担当係長会議において、滞納の実体に応じた適切な措置を講じるとともに、電話・面談による計画的な催告及び出張徴収等の実施など滞納整理の強化を図り、収入の確保に努めるよう指導しました。 今後とも、各土木現業所における滞納整理状況を把握するとともに、滞納整理のより一層の促進について指導の強化に努めてまいります。		
(収入項目) 附属病院における診療料 (収入未済額) 138,230千円 (所 管 部) 札幌医科大学	診療料の収入未済額につきましては、引き続き、訪問、電話等による督促のほか、滞納の実態に応じた分割納入や保証人による納付などに積極的に取り組むとともに、収入未済額の大半が入院診療料に係るものであることから、退院前に医療費の概算通知を行うよう改善策の検討を進め収入未済額の発生防止に努めてまいります。		
(収入項目) 公立高等学校奨学資金貸付金等 (収入未済額) 53,971千円 (所 管 部) 教育庁	公立高等学校奨学資金貸付金の収入未済額につきましては、かねてからその解消に努めているところですが、更に学校との連携を密にしながら、滞納者に対する文書・電話等による収納促進や状況に応じた償還督促、新規貸与者への制度趣旨の啓蒙、貸与終了者への償還に対する意識啓蒙など、実態に応じた措置を講じ、収入の確保に努めてまいります。		

(2) 収入事務の取扱いが適切でないもの			
《指導事項》 庁舎内に所在している団体に対する行政財産使用料の加算料金算定に当たって、対象外となる電話基本料金などを加えて算出し、過大に徴収しているものが66,840円あった。 (東京事務所)	行政財産使用料の加算料金の算定に当たっては、今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過大徴収分につきましては、返還の手続を行いました。		
《指導事項》 ア 勝馬投票券の発売代金に、過不足を生じているものがあった。	勝馬投票券の発売代金については、今後、職員及び従事員に対する業務講習を業務開始前に実施し、より一層注意を喚起しながら不足金及び過剰金発生の防止に努めてまいります。		
《指導事項》 イ 収入を受け入れるときは、これを調定し、納入義務者に納入の通知をしなければならぬが、職業訓練の実習作業により発生した生産品の売払いにおいて、こうした手続を行わないで収納しているものがあった。	生産品の売払いに当たっては、今後、このようなことがないよう適正な事務処理に努めてまいります。 なお、調定につきましては、手続を行いました。		
《指導事項》 ウ 成人職業訓練受講者負担収入において、受講者から徴収する教材費の実費を誤って過大に算定し、徴収しているものがあった。	収入事務に当たっては、今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過大に徴収した分については、返還の手続を行いました。		
《指導事項》 エ 収入証紙が過誤ちよう付の場合には、過誤ちよう付相当額を速やかに還付しなければならぬが、主要食糧販売業許可や建築確認の申請に係る還付において、予算配当に時間を要したことなどから著	収入証紙の過誤納還付に当たっては、今後、このようなことのないよう事務処理の迅速化に努めてまいります。		

しく遅延しているものがあった。	
4 支出に係る事項	
4 - 1 諸手当	
(1) 扶養手当の支給を誤っているもの	
《指摘事項》 扶養手当の支給は、扶養親族が主としてその職員の扶養を受けている場合に限られるが、別居している母を認定要件が満たされていないにもかかわらず扶養親族としたことから、扶養手当及びそれに係る期末・勤怠手当等を過大に支給しているものが1名分、198,692円あった。 (稚内保健所)	扶養手当の支給に当たっては、関係規定を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過私分につきましては、返納の手続を行いました。
《指導事項》 ア 扶養手当は、扶養の事実の生じた日から30日経過後に届出があったときには、その届を受理した日の属する月の翌月から支給を開始するとされているが、長女の離職に伴う扶養手当の認定において、支給始期を誤ったことから過大に支給しているものがあった。	扶養手当の支給に当たっては、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過私分につきましては、返納の手続を行いました。
《指導事項》 イ 扶養手当は、被扶養者に年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる場合は支給要件を欠くものとし、その事実が生じた日の属する月をもって支給を終了するとされているが、妻の雇用保険の受給に伴う扶養手当の認定において、支給終期	扶養手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認し、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過私分につきましては、返納の手続を行いました。

を誤ったことから過大に支給しているものがあった。	
(2) 住居手当の支給を誤っているもの	
《指導事項》 ア 住居手当の支給において、誤って家賃の算定の基礎に含まれない共益費を含めて算定したことから、過大に支給しているものがあった。	住居手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認し、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過私分につきましては、返納の手続を行いました。
《指導事項》 イ 住居手当の支給において、算定の基礎となる家賃の額を誤って算定したことから、過大に支給しているものがあった。	住居手当の支給に当たっては、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過私分につきましては、返納の手続を行いました。
《指導事項》 ウ 住居手当の支給は、要件を欠くに至った日の属する月をもって終了するとされているが、自宅改築に伴う賃貸アパート入居に係る住居手当の認定において、支給終期を誤ったことから、過大に支給しているものがあった。	住居手当の支給に当たっては、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過私分につきましては、返納の手続を行いました。
(3) 通勤手当の支給を誤っているもの	
《指摘事項》 通勤手当の額の算出において、プリペイドカードを使用する場合には、割引率を計算して運賃額を積算することになるが、この計算をしなかったことから、過大に支給しているものが1件、75,392円あった。 (心身障害者総合相談所)	通勤手当の支給に当たっては、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過私分につきましては、返納の手続を行いました。

《指導事項》 通勤手当の算出の基礎となる運賃等の額は、最も経済的かつ合理的と認められる通勤経路及び方法によるとされているが、より安価な回数券とすべきところを定期券で算出したことから、過大に支給しているものがあつた。		通勤手当の支給に当たっては、通勤経路及び方法の確認を十分に行い、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過払分につきましては、返納の手続を行いました。
(4) 単身赴任手当の支給を誤っているもの 《指導事項》 単身赴任手当の支給は、支給要件を具備するに至った日の属する月の翌月から開始されるが、同居していた家族が他地域へ移転したことに伴う単身赴任手当の認定において、支給始期を誤ったことから、過大に支給しているものがあつた。		単身赴任手当の支給に当たっては、関係書類を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過払分につきましては、返納の手続を行いました。
(5) 時間外勤務手当の支給を誤っているもの 《指導事項》 休日に勤務を命じ休日日を指定した場合は、休日勤務手当はもとより、時間外勤務手当も支給されないが、誤って時間外勤務手当を支給しているものがあつた。		時間外勤務手当の支給に当たっては、関係規定等を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、誤りのあつたものにつきましては、返納の手続を行いました。
4 - 2 賃金 《指導事項》 臨時職員の賃金日額は、新基準として標準単価制が導入されているが、誤って旧基準により算定したことから、過大に支給しているものが3名分、84,448円あつた。 (南幌養護学校)		臨時職員の賃金日額の決定に当たっては、要件等を十分確認し、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、賃金日額につきましては、速やかに新基準による標準単価に変更しました。
《指導事項》 臨時職員の有給休暇は、勤務期間		臨時職員への有給休暇の付与に当たつ

に及びて付与されるが、勤務要件を満たしていない職員に誤って付与したことから、賃金を過大に支給しているものがあつた。		では、勤務要件を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過払分につきましては、返納の手続を行いました。
4 - 3 旅費 (1) 団体用務などに支出していたもの 《指導事項》 旅行に係る用務内容の検討が十分でなかったために、道が事務局を担当している農業関連の連絡協議会の用務や補助対象事業者が行うべき用務に要する旅費を、誤って公費で支出しているものが5件、527,900円あつた。 (農政部)		道が加入している全国の連絡協議会に係る出張については、一会員として各種会議等に出席することと認識していたことから、道の本来業務として旅費を道費で支出したものでありますが、今後、会議内容に十分留意の上、適正な執行に努めてまいります。 また、補助対象事業者の用務に係る出張については、道の業務を含めていたことから、旅費を道費で支出したものでありますが、旅行命令簿の記載が不十分であったほか、復命書に具体的な記載がなかったため、今後は、用務内容に十分留意し、適正な旅行命令及び復命に努めてまいります。
(2) 旅費の請求手続が不適切なもの 《指導事項》 航空機を利用して旅行した場合には、旅費請求書に航空機の搭乗券の半券又は搭乗証明書を添付することが必要であり、それらの書類がやむを得ず得られない場合には用務先の対応証明、宿泊証明などを旅行者に提出させ、航空機を利用した事実を旅行命令権者が確認することとしているが、半券又は搭乗証明書が添付されていないにもかかわらず、航空機を利用し		航空機を利用する旅行の旅費の支給に当たっては、今後、このようなことのないよう、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、航空機を利用した事実につきましては、所定の手続を行い確認をいたしました。

た事実の確認方法を所定の手続どおりに行っていないものが6件あった。 （自治政策研修センター、保健福祉部、後志支庁、札幌医科大学、近代美術館）	
《指導事項》 航空賃の支給額については、運航している航空会社の普通運賃のうち、最も安価な普通運賃とすることと定められており、公務の都合等により安価な便を利用できず、実際に利用した便と最も安価な便との航空運賃の差額を支給する場合には、旅行命令権者の承認等の手続が必要であるにもかかわらず、手続を行わずに差額を支給しているものがあった。	航空機を利用する旅行の旅費の支給に当たっては、今後、このようなことのないよう、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過払分につきましては、返納の手続を行いました。
(3) 支給規則等の取扱いを誤ったものの	
《指摘事項》 赴任旅費の支給において、赴任時には基準年額以上の所得があり、扶養親族に該当しなかったにもかかわらず扶養親族移転料等を支給したことから、過払いとなつているものが1名分、89,696円あった。 （岩見沢道有林管理センター）	赴任旅費の支給に当たっては、関係書類等を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過払分につきましては、返納の手続を行いました。
《指導事項》 ア 用務日の前日（本来は旅行日）が日曜日で、私事都合により土曜日までに用務地に滞在していた場合などには、用務日の前日分の日当は支給しない取扱いとなつているにもかかわらず、支給したことから、過払いとな	旅費の支給に当たっては、関係規定等を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過払分につきましては、返納の手続を行いました。

っているものがあった。	
《指導事項》 イ 宿泊の必要な長期間の研修に係る旅費を支給する場合には、研修の初日から起算して6日目から修了後用務地を出発する日の前日まで、長期間滞在することにより滞在経費の縮減が可能であることから、定額の日額旅費を支給する取扱いとなつているにもかかわらず、用務地を出発する前日分について普通旅費を支給したことから、過払いとなつているものがあった。	旅費の支給に当たっては、関係規定等を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過払分につきましては、返納の手続を行いました。
《指導事項》 ウ 水路旅行により出張した場合、必要に応じ、食卓料を支給すべきにもかかわらず、誤って宿泊料を支給したことから、過払いとなつているものがあった。	旅費の支給に当たっては、関係規定等を十分確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過払分につきましては、返納の手続を行いました。
(4) 精算時の確認が十分でないものの	
《指摘事項》 用務終了後、用務地に宿泊する命令であったにもかかわらず、自己都合により、他の地域で宿泊し、その精算を怠つたことから、宿泊料、航空賃等が過払いとなつているものが1名分、73,590円あった。 （稚内保健所）	旅費の精算に当たっては、旅行行程を十分に確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過払分につきましては、返納の手続を行いました。
《指導事項》 ア 実際には私事滞在地から旅行したにもかかわらず、勤務地からの出発となつていた当初の命令を変更せず、精算を怠つていたことから、過払いとなつているものがあった。	旅費の精算に当たっては、旅行行程を十分に確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過払分につきましては、返納の手続を行いました。

《指導事項》 イ 公務の都合等により最も安価な航空便を利用できないために、復路は、利用した便と最も安価な便との航空運賃の差額を支給していたが、実際には割引のある航空券を購入しており、その精算を怠っていたことから、過払いとなっているものがあった。		旅費の精算に当たっては、支給額を十分に確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、過払分につきましては、返納の手続を行いました。	
《指導事項》 ウ 旅費を請求する際に、行程の検討が十分でなかったため、用地の一部の記載がされず、また、精算時の確認も十分でなかったため、不足払いとなっているものがあった。		旅費の精算に当たっては、旅行行程を十分に確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、不足分につきましては、追給の手続を行いました。	
(5) 経済性を欠くもの			
《指摘事項》 家畜保健衛生業務の打合せ会議の開催に当たって、開催場所や開催時刻について参加者の利便性を考慮することにより、宿泊料が不要となり、51,000円の節約が可能なものがあった。（石狩支庁）		会議の開催に当たっては、今後、開催方法、開催場所、開催時刻等を十分に考慮し、旅費支給の節減に努めてまいります。	
《指導事項》 ア 用務日の前日や当日に宿泊を命じているが、用務の開始時刻や終了時刻を十分把握することにより、用務の当日に旅行することができたことから、日当、宿泊料等の節約が可能なものがあった。		旅行命令に当たっては、今後の用務の日程等を十分検討し、適切な事務処理に努めてまいります。 なお、不足分につきましては、支給の手続を行いました。	
《検討事項》 林業関連団体が道外で開催する会議、大会等に、本庁及び各支庁から多数の職員が参加しているが、それぞれの団体が主体となって実施する事業であることから、参加のあり方について検討する必要がある。		林業関連団体が開催する会議等への職員参加に当たっては、今後、その事業の開催目的や趣旨に十分留意し、必要最小限の参加人数にするなど、効率的な執行に努めてまいります。	

4 - 4 需用費	
《指摘事項》 ア 物品の購入において、支出負担行為担当者が専決できる金額を超えているにもかかわらず、契約を締結し、支出しているものが1件、648,960円あった。 (網走保健所)	物品の購入に当たっては、事務決裁細則を遵守し、適正な契約事務の執行に努めてまいります。
《指摘事項》 イ 農業試験場が使用する農業用トラクターの燃料として、軽油引取税が課されていない免税軽油を購入することができるとにもかかわらず、課税免除の申請手続を怠ったことから、不経済な経費を支出しているものが2件、627,201円あった。 (根釧農業試験場、北見農業試験場)	軽油の購入に当たっては、適切な課税免除の申請手続を行い、適正な執行に努めてまいります。
《指導事項》 公用車の買換えに当たって、車検を取得する必要のない旧公用車について、車検を取得したことから、不経済な支出となっているものがあった。	物品の管理に当たっては、今後、適切な事務処理に努めてまいります。
4 - 5 使用料及び賃借料	
《指摘事項》 ア 建物の借上げにおいて、借上年度の当初に契約を締結しなければならぬにもかかわらず、前年度末に契約を締結しているものが1件あった。 (根室教育局)	契約の締結に当たっては、今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。
《指摘事項》 イ コピー機を2台使用しているが、それぞれ1か月の使用料が異なっ	コピー機の使用方法について使用機種が偏らないようカウンターの点検を毎週

ており、8,000枚までは、A機は定額で84,800円、B機は、1枚につき5.9円となっている。 11月から1月までの3か月間の使用枚数を調べたところ、各月ともにA機は8,000枚を下回っているのに対し、B機は8,000枚を超えており、機能が若干異なるものの、両機の使用量を調整することによって、経費を節約できたものが1件、59,154円あった。 (食品加工研究センター)	行うようにしました。 また、平成12年度契約分より基本契約枚数の見直しを行いました。
《指導事項》 ア レンタカーを借り上げる際に、課内の連絡が十分でなかったため、公用車が使用可能であったにもかかわらず、レンタカーを借り上げたことから、不経済な支出となっているものがあった。	レンタカーの借り上げに当たっては、公用車の運行計画の確認を徹底するなど公用車の利用促進を図り、経費の節減に努めてまいります。
《指導事項》 イ 共通乗車券の取扱いにおいて、乗車券利用控に記載することに代えて作成している使用内訳書に、経路や金額の記載されていないものがあった。	共通乗車券の使用に当たっては、共通乗車券取扱基準に基づいた、適切な記録管理の徹底に努めてまいります。
《検討事項》 市場監視は、昭和47年の衛生部長通知によって、卸売市場に食品衛生監視員を駐在させて行うこととなっているが、現在は、常駐監視ではなく、週1回の監視となっている。また、借上料を支払って、駐在用事務室を確保しているが、週1回2時間程度の利用であることから、借上げの必要性を含め市場監視のあり方を検討する必要がある。	市場監視につきましては、食品の安全確保を図る上で、流通段階における卸売市場の重要性は変わらないことから、今後は、全道的に卸売市場を重点監視対象施設に位置づけ、計画的に監視指導を行うこととし、駐在スペースを借り上げての常駐監視は行わないこととしてまいります。

4 - 6 負担金及び交付金	
《指導事項》 ア 道が事務局を担当している団体の主催する懇談会に主催者として出席しているが、その参加費を団体経費で支出すべきところ、公費で支出しているものがあった。	道が加入している全国の連絡協議会に係る負担金については、一会員として各種会議等に出席することと認識していたことから、引き続きいて開催された懇談会への参加負担金を道費で支出したものでありますが、今後、懇談会の開催内容に十分留意の上、適正な執行に努めてまいります。
《指導事項》 イ 団体との共催で開催した会議等に係る経費の支出において、懇談会のみに出席した者の参加費を交際費で支出すべきところ負担金で支出しているもの、参加人数の必要性を検討することで参加費が節約可能となったもの、共催行事に係る団体との経費の負担区分を明確にしないまま道費を支出しているものがあった。	懇談会への参加に当たっては、行事の内容や業務上の必要性を十分に検討し、適正な支出科目によるとともに、必要最小限の執行に努めてまいります。 また、行事の共催に当たっては、行事の内容や業務上の必要性を十分検討するとともに、経費の負担区分を明確にし、適切な執行に努めてまいります。
《指導事項》 ウ 会議等と一体的に開催される懇談会に要する負担金の支出において、公費で支出する場合は、決定書により公務上出席することが必要である旨の理由を明らかにする取扱いとしているが、その手続を行っていないものがあった。	懇談会への参加に当たっては、行事の内容や業務上の必要性を十分に検討し、より適正な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 エ 融資機関に対する利子補給金の交付において、利子補給規則では、融資機関から請求があったときはその年度の3月末日までに交付することとしているが、事務処理が遅延したため、規則で定めた日を	利子補給金の交付に当たっては、今後、交付期限に十分留意し、適正な事務処理に努めてまいります。

過ぎて交付しているものがあった。	
《検討事項》 民間団体主催の研修会に多数の職員が参加しているが、同団体の会員となることにより負担金が軽減されることから、負担金の軽減措置など参加のあり方について検討する必要がある。	民間団体主催の研修への参加については、平成11年度に試行的取組として、実務に即し、かつ職場研修では修得し難い講義内容の研修を選定し、負担金を支払って担当職員が参加したところであります。 当該団体には、年会費納付による会員制度があり、参加者が一定人数を超える場合、一般で参加するよりも負担金の軽減が可能となるところではありましたが、年間の参加人数をあらかじめ確定できず年会費と負担金の軽減額の精査ができなかったことから、当該年度での入会は見送ることとしました。 平成12年度以降においては、平成11年度の結果を踏まえ、研修参加者の事後研修の活用による研修効果の波及や、他団体での研修の活用などにより、参加人数の減少や研修内容の多様化など効果的な研修を行い、適切かつ効率的な執行に努めてまいります。
4 - 7 補助金	
《指摘事項》 ア 地域振興事業に対する補助金の交付において、交付要綱では、本来、市町村が自ら実施すべき事業は補助対象外としているが、自ら実施すべきである町の総合計画に係る個別事業の調査研究を行う事業を補助対象事業として採択していた。さらに、交付の決定は、原則として、事業の着手前に行う必要があるにもかかわらず、事業が事実上完了している年度末に行っているものがあった。	補助金の交付決定に当たっては、当該団体の総合計画との関連性、採択の時期について十分検討・確認の上、適切な事務処理に努めてまいります。

(根室支庁)			
《指導事項》 イ 技術開発振興事業に対する補助金の交付において、補助金を他の用途に使用したため、交付決定を取り消し、既に支払った補助金の返還命令を行っているが、収入未済となっていることから、実態を調査の上、適切な滞納整理を要するものがあつた。 (経済部)		補助金返還の収入未済につきましては、電話・訪問等により補助事業者の状況把握や督促を行ってきたところであり、その後補助事業者である会社が解散し清算会社となったため、その清算人に対し、債権の申出を行っていたところですが、精算終結となり、債権回収が不可能となったため不納欠損として処理しました。 今後、補助金の交付事務に当たっては、補助事業者の執行状況を十分に確認し、適切な事務処理に努めてまいります。	
《指導事項》 ア 地域振興事業に対する補助金の交付において、町の地場産品の販売促進事業に係る補助対象経費の審査が十分でなかったため、事業内容が販売促進事業とは直接関係がない事業や本来、町の庁用経費で措置すべきものを対象経費として認め、過大に交付しているものがあつた。		当該補助事業においては、過大交付とならないものの、一部補助対象外とすべき経費があつたことから、今後、補助対象経費の審査に当たっては、一層の精査を行い、適切な執行に努めてまいります。	
《指導事項》 イ 地域振興事業に対する補助金の交付において、補助対象者が課税仕入れに係る消費税額を控除される者の場合は、二重に課税しないため、補助対象経費の中から消費税額を控除して申請させるか、あるいは補助指令において条件を付し、額の確定の際にその額を減額する取扱いとしているが、その手続が行われず、控除しないまま交付決定し額の確定を行っていたため、過大に交付しているものがあつた。		補助指令に当たっては、消費税相当額の取扱いについて十分に留意し、適正な事務処理に努めてまいります。	

つた。			
《指導事項》 ウ 産業振興事業に対する補助金の交付において、補助対象経費の審査が十分なため、旅費の積算誤りを見落し、過大に交付しているものがあつた。		補助対象経費の審査に当たっては、一層の精査を行い、適正な執行に努めてまいります。	
《指導事項》 エ 農業振興事業に対する補助金の交付において、交付申請から交付決定までに1か月以上を要しているもの、補助対象経費の増減により変更交付申請が必要にもかかわらず行われていないもの、交付申請の審査が十分でなかったため、事業の完了期間を誤っているものがあつた。		補助金交付事務の執行に当たっては、今後、補助事業内容の適正な審査及び、補助対象経費の把握並びに迅速な事務処理により、適切な事務処理に努めてまいります。	
《指導事項》 オ 医学研究事業に対する補助金の交付において、団体が行う研究事業を対象としているが、補助対象経費が明確でないことから、実施された事業の内容は、団体自ら研究を行ったものではなく、医学関係者の研究に対して助成する間接補助事業となっているものがあつた。		補助事業の執行に当たっては、今後、事業の目的及び内容に応じた適切な補助指令等を行うよう努めてまいります。	
《指導事項》 カ 地域振興事業等に対する補助金の交付において、補助事業により取得した財産や残存物件の処分制限等の取扱いを交付の条件として補助指令書に明記することとされているが、明記していないものがあつた。		補助指令に当たっては、今後、事業の内容に応じた適切な補助指令を行うよう努めてまいります。	
《指導事項》			

	補助金の額の確定に当たっては、今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。
キ 自然環境整備事業に対する補助金の額の確定において、額の確定通知は実績報告書を受理した日から20日以内に通知することとされているが、大幅に遅延しているものがあった。	
4 - 8 その他の支出	
《指摘事項》 ア 資金前渡員が学校の維持運営に必要な経費として受けた前渡資金を、法令に違反して、私的な借金等の返済のために流用しているものがあった。 (浦幌高等学校)	前渡資金の取扱いに当たっては、今後、このようなことのないよう内部牽制の充実強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。
《指摘事項》 イ 資金前渡員を設置している部局における契約は、前渡を受けた資金の範囲内又は資金の交付前にあらかじめ通知された額の範囲内で行うことができることされているが、資金の前渡又は交付決定通知がないにもかかわらず、契約を締結しているものが2件、2,035,950円あった。 (様似高等学校、東川養護学校)	契約の締結に当たっては、今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。
《指摘事項》 ウ 研修寮の舎監を特別職非常勤職員として4月1日から任用しているが、平成11年度の研修の開始は5月からとなっており、4月については勤務がないにもかかわらず、誤って報酬月額を支給しているものが2名分、301,600円あった。 (自治政策研修センター)	特別職非常勤職員(舎監)の任用に当たっては、今後、研修の実態に即応した適切な任用に努めてまいります。 なお、平成11年4月分の報酬につきましては、返納の手続を行いました。
《指導事項》 ア 競馬事業に係る報償費の執行において、古馬の出走奨励として、	競馬事業に係る報償費の執行に当たっては、古馬の出走奨励としての着外手当

着外馬について一走当り5,000円の着外手当を支給しているが、賞金等の支給に關しては、北海道地方競馬報償費支給基準に定めることとなっているにもかかわらず、基準に規定しないで支給しているものがあった。	を報償費支給基準に規定し、支給根拠を明確にしました。
《指導事項》 イ インターネットの使用に係る役務費の執行において、パソコンソフトの不調により接続ができない状態であるにもかかわらず、基本料金を継続して支払っていたため、不経済な支出となっているものがあった。	インターネットの使用につきましては、パソコンを整備し、インターネットの接続ができる状態にしました。 今後、パソコン機器を定期的に点検し、接続内容を確認し、迅速な対応に努めてまいります。
《検討事項》 職員の健康管理や月1回以上の職場の定期巡視などを行う産業医に対し報酬を支給しているが、その職務履行の事実確認が十分でなかったため、死亡していたにもかかわらず支給しているものがあったので、職務の履行を的確に確認する方法について検討する必要がある。	各所属長が選任する産業医の勤務状況の確認については、その活動内容を記録するための「産業医活動記録」を統一様式として定め、その職務履行の確認に努めるとともに、産業医が行う活動内容を具体的に示し、職場環境の向上や職員の健康管理等に努めてまいります。

5 契約に係る事項	
5 - 1 工事契約	
《指摘事項》 ア 庁舎改修工事に係る予定価格の積算において、誤って共通費を二重に計上したことやコンクリート壁の解体工事と一体として行うべき電気設備の撤去費を別に計上したことから、積算が過大となり、契約額が割高となっているものがあった。 (岩見沢保健所)	工事等の施行における予定価格の積算等に当たっては、関係専門部局(課)と連携を図り、その指導と助言等を受け、適切な事務処理に努めてまいります。

《指摘事項》 イ 道路標識設置工事を請け負う業者は、建設業法による土木一式工事の許可のほか、道の競争入札参加資格として「道路標識設置工事」の登録を受けなければならないが、この登録を受けていない業者を指名し、発注しているものがあった。 (警察本部)	入札の指名に当たっては、今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 ア 地域限定型一般競争入札や公募型指名競争入札において、入札の執行前に予定価格を事前公表する場合は、予定価格調書の作成後に行うこととされているにもかかわらず、予定価格調書の作成前に事前公表しているものがあった。	予定価格の事前公表に当たっては、今後、このようなことがないよう適正な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 イ 同種の工事の発注において、1件の工事として競争入札を実施すべきものを、2件の工事として分割し、個々に随意契約により見積合わせを行っているものがあった。	工事の実施に当たっては、実施時期及び内容を検討の上契約を行い、今後、このようなことのないよう努めてまいります。
《指導事項》 ウ 指名競争入札に係る指名業者の選考に当たり、工事予定価格に対応する等級に格付された原則等級業者のみの指名とすべきところを、指名基準の運用方針の解釈を誤ったため、原則等級業者と上位等級業者を混合して指名しているものがあった。	指名業者の選考に当たっては、指名基準等の規程により、適切な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 エ 工事請負に係る随意契約において、3者と見積合わせを行っているが、2回目の見積合わせの結果	見積合わせの執行に当たっては、今後、このようなことのないよう、適正な執行に努めて参ります。

においても、予定価格の範囲内での見積者がいなかった。 こうした場合の取扱いについては、財務規則上明文化されたものはないが、通常、見積合わせを続けるか、あるいはいったん中止し、予定価格を精査するなどして改めて見積合わせを行うこととされているが、最低の見積価格を提出した1者から見積書を徴し、契約の相手方としているものがあった。	
《検討事項》 ア 地域限定型一般競争入札や公募型指名競争入札に係る入札参加資格として、「本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと」、「施工する工事と同種、同規模工事の施工実績等」などについて定めているが、これらの事項を審査するに足る書類を求めているものがあるので、入札参加資格の要件の設定や審査の方法などについて検討する必要がある。	競争入札参加資格については、その申請等において「入札参加資格要件のすべてを満たしていること並びに本申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。」など、資格申請の要件を満たしていることを明記させ、申請段階における業者の責任を明確にするとともに、これに基づき適切な審査を行うこととしました。
《検討事項》 イ 建設業者は、下請代金が建設業法施行令で定める金額以上となる場合には、建設業法により施工体制台帳の作成が義務付けられており、さらに発注者から提出を求められたときは、提出しなければならないとされている。 こうしたことから、発注部においては通達により、台帳及び添付書類の提出を義務付けているが、	施工体制台帳につきましては、今後、提出させる取扱いにするよう指導しました。

同様の取扱いが行われていない部署があるので、発注部に準じた取扱いとするよう検討する必要がある。	
5 - 2 委託契約	
《指摘事項》 ア 清掃業務の委託に係る予定価格の積算において、定期清掃に係る清掃料金については、物価資料などの単価を採用して積算しているが、当該単価には諸経費が含まれているにもかかわらず、諸経費を二重に積算したことから、積算が過大となっており、契約額が割高となっているものがあった。 (旭川高等看護学院)	委託業務における予定価格の積算等に当たっては、経費内容を十分調査する等適切な予算執行に努めてまいります。
《指摘事項》 イ 道路交通法に基づく各種の講習を入社団法人に対し委託しているが、委託に当たっては、関係法令のほか、「道路交通法の規定に基づく講習に関する規則」に定める事項を遵守しなければならないが、委託書の交付や契約書に必要な条件を付していないなど、規則どおりに行われていないものがあった。 (釧路方面本部)	委託業務契約においては、今後、関係規定等を遵守の上、適正な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 ア 競争入札の参加者の選考に当たり、少なくとも5者以上指名しなければならぬものを、特別な理由もなく3者しか指名していないものや、委託業務内容からは、契約者以外でも処理することが可能な業者があるにもかかわらず、財務規則運用方針の「契約の目的物	委託契約の指名業者の選考に当たっては、受託可能業者の確認を十分に行い、適切な事務処理に努めてまいります。

が代替性のないものであるとき」に該当するとして一者随契しているものがあった。	
《指導事項》 イ 庁舎の清掃業務や医療機器の保守点検業務の委託契約において、本来競争入札に付すべきものを特命随契により行う場合は、指名選考委員会の審議を要するにもかかわらず、審議に付すことなく、特命随契を行っているものがあった。	委託契約の指名業者の選考に当たっては、今後、このようなことのないよう、適正な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 ウ 財産台帳附属図面作成業務委託において、「株式会社などの営利法人と非営利法人との競争は、営利法人に対して営利法人同士の競争において見積もる適正な利潤を含めた見積り以下の見積りを強いるおそれがあり、公平性を欠くこと等から、行わないものであること」とされているにもかかわらず、営利法人と非営利法人による見積合わせを行っているものがあった。	見積合わせに当たっては、今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 エ 契約書の取扱いにおいて、契約日を遡及させているもの、委託料により取得した物品の取扱いなどの必要事項が記載されていないもの、業務内容に変更が生じたにもかかわらず変更契約を行っていないもの、請書を徴取すべきであるにもかかわらず徴取していないものがあった。	契約書等の取扱いについては、今後、このようなことのないよう、適正な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 オ 委託業務に係る予定価格の積算において、人件費単価の適用や業	委託業務に係る予定価格の積算に当たっては、業務内容を十分に精査して適切

務に必要な人工数を誤ったことにより、積算が過大となっているものがあつた。		な事務処理に努めてまいります。
《検討事項》 ア 共同企業体の活用については、建設工事の場合には、中央建設業審議会が定めた「共同企業体運用準則」に準拠し、構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示した運用基準を定めることになっていることから、道においては、基準を定め運用している。 しかし、設計及び工事監理の委託業務については、運用基準を定めることなく活用しているので、運用基準の制定について検討する必要がある。		設計及び工事監理の委託業務に係る共同企業体の取扱いについて、検討してまいります。
《検討事項》 イ 地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、随意契約は、地方自治法施行令第167条の2に定める要件に該当する場合に限って行うことができ、道においては、財務規則の運用方針で個々具体の判断をする際の基準を定めている。 建築物の設計委託業務は、「建築物の設計・監理業務に係る委託契約の取扱いについて」（平成2年住宅都市部長決定）により、「設計、意匠等の創造性に富み、当該業務に最も適していると認められる者」については、財務規則運用方針の特例条項「その他知事が必要と認める契約をするとき」を根拠に、一者随契できるとされている。 また、国の取扱いにおいては、		随意契約の理由については、決定書上において当該根拠を明記しています。また、業者選定の理由については、平成12年11月以降の起工決定書上において明らかにすることとしました。 また、建築物の設計業務委託を随意契約するに当たっては、建築物の設計・管理業務に係る委託契約の取扱いについて（平成2年住宅都市部長決定）に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。

「契約の目的物が特殊の技術を必要とするとき」の条項をもとに随意契約を行っているが、道においては、こうした条項がないため、財務規則運用方針の特例条項を適用している。 実施設計の委託業務において、基本設計を受託した企業を代表とする共同企業体と一者随契を行っているが、他の構成員について随意契約の理由に該当するかどうか、明らかとなっていないので、決定書において随意契約によらなければならぬ理由や業者選定の理由を明らかにするとともに、運用方針の根拠条項を、国に準じ整備することについて検討する必要がある。		
《検討事項》 ウ 「森林土木工事等の現場技術業務委託実施要領」において、一般的工事に係る現場技術業務委託については非営利法人を、特殊で高度な技術を要する工事の場合は民間事業者を委託対象者としているが、民間事業者は、一般的工事中においても業務を履行することが可能であり、実施要領の見直しについて検討する必要がある。	森林土木工事等の現場技術業務委託の実施に当たっては、「水産林務部請負工事施工管理委託業務実施要領」を制定し、民間事業者が一般的工事中においても委託対象者となるよう、その取扱いを改めました。	
《検討事項》 エ 生活保護法に基づく介護扶助実施のための要介護状態等の審査判定委託は、各町村と支庁長との協定に基づき実施しているが、審査判定に要した費用は、訪問調査費用、医師の意見書費用及び介護認定審査会費用の合計額となり、寛	町村への業務委託につきましては、費用算定項目について通知し、平成13年度から算定根拠を明確にできるようにまいります。	

書により定めている。 医師の意見書費用は定額、訪問調査費用及び介護認定審査会費用は、協議の上決定することとされているが、費用の対象とする経費等が明示されていないことから各町村ごとの費用算定に統一性を欠き、各支庁間においても統一性を欠いていることから、委託料の対象とする経費等を明示するなど、算定根拠を明確にするよう検討する必要がある。	
《検討事項》 オ 保健所において放射線を取り扱う職員の放射線被曝線量を測定するため、着用したフイルムバッチの検査を委託しているが、放射線を全く取り扱わない期間についても検査の対象としていることから、検査のあり方について検討する必要がある。	保健所のエックス線業務に係る放射線被曝線量測定検査につきましては、契約の内容を改善し、エックス線業務を行わない期間の検査料を支払わないこととしました。
5 - 3 その他の契約	
《指摘事項》 備品の購入契約において、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用され、一般競争入札によるにもかかわらず、分割して指名競争入札により契約を行っているものがあった。 (富良野緑峰高等学校)	備品の購入契約に当たっては、今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 ア 理化学機器の分解清掃に係る契約において、2者による見積合わせの上、随意契約を締結しているが、これらの2者は、機器の販売	指名業者の選考に当たっては、相手方の履行能力を十分調査し、今後、このようなことのないよう適切な執行に努めてまいります。

		代理業者で当該業務を直接行っておらず、業者の選定に適切を欠いているものがあった。	
《指導事項》 イ 工事請負契約において、工事が完成したときは、検査員を定め完成検査を行わなければならないが、少額工事であることなどから検査を行っていないものがあった。		少額工事の完成検査に当たっては、今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。	
6 財産に係る事項			
6 - 1 公有財産			
《指摘事項》 ア 苫小牧東部工業団地の関連住宅用地として、昭和48年度から53年度において取得した早来地区・鶴川地区道有地については、「苫小牧関連住宅団地地区有効活用基本構想」等に基づき、関係機関との連携を図り有効活用の促進に努めているが、依然として有効活用が図られていない。 (経済部)	早来・鶴川地区道有地有効活用推進会議や早来町道有地有効活用検討会議等の開催により、地域に密着したプランの検討を行い、有効活用の促進に努めています。 また、企業等に対する情報提供やPR活動に努めてまいります。		
《指摘事項》 イ 来客用の駐車場として借用した土地であるにもかかわらず、来客用の案内表示もなく、もっぱら職員用の駐車場として使用しているものがあった。 (北見保健所)		財産の管理等に当たっては、その使用目的に沿った適正な管理及び使用に努めてまいります。	
《指導事項》 ア 行政財産の使用許可書を標準様式に準拠して作成していないため、「知事に対する審査請求」や「使用料の改定」に関する条項が省略され、また、使用許可の内容が使用許可簿に記録されていないものがあった。		行政財産使用許可事務及び使用簿の記録管理に当たっては、様式に従い適正な事務処理に努めてまいります。	

《指導事項》 イ 建物の取得や廃棄に伴って、不動産登記法に基づく所有権保存登記や滅失登記を行っていないものがあつた。		公有財産の登記に当たっては、法令等に基づき適正な事務処理に努めてまいります。 なお、当該登記については、手続きを行いました。
《指導事項》 ウ 公有財産の適切な管理を行うため、公有財産台帳に必要な事項を登録しなければならぬが、建物の増築及び工作物の新設の登録をしていないもの、建物と工作物を区分していないもの、附属図面を作成していないものがあつた。	公有財産の記録管理に当たっては、必要な登録や図面等の整備を速やかに行い、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、当該台帳等については、整備を行いました。	
《指導事項》 エ 河川の占有許可において、河川法に基づく許可の手続が行われていないにもかかわらず、継続使用されているものがあつた。	河川占用許可に当たっては、今後、このようなことがないよう適正な事務処理に努めてまいります。 なお、更新手続未了の占有者に対しては更新申請書を提出するよう指導しました。	
6 - 2 物品		
《指導事項》 ア 物品の購入については、目的、必要性、数量、時期、予算等について十分検討の上、計画的に行うこととされているが、平成8年度に購入した備品が梱包されたまま保管されており、有効活用が図られていないものが1件、124,630円あつた。 (植物遺伝資源センター)	物品の購入に当たっては、その目的と必要性等を十分に検討し、適切な事務処理に努めてまいります。 なお、当該物品につきましては、種子備蓄施設内に据え置いて使用し、有効活用を図りました。	
《指導事項》 イ 自動車オイルの購入に当たり、特段の理由もなく、通常の品質より高品質で高価格のものを購入し	物品の購入に当たっては、今後、このようなことがないよう適正な物品購入に努めてまいります。	

たことから、不経済な支出となつているものが、110,723円あつた。 (帯広土木現業所)		
《指導事項》 ウ 平成10年度に購入したコミュニケーションシステム用のパソコンについて、購入時に既にインストールされているソフトを、特段の必要性もなくパージョンプアしたことから、不経済な支出となつているものが1件、145,530円あつた。 (釧路支庁)	パソコンソフトの購入に当たっては、内容を十分把握し、購入の目的及び必要性を勘案の上、適切な事務処理に努めてまいります。	
《指導事項》 ア 寄附により物品を取得しようとするときは、あらかじめ総務部長の承認を受けなければならないが、こうした手続がされないまま、寄附物品を使用しているものがあつた。	物品の寄附受け入れに当たっては、今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。	
《指導事項》 イ 物品は、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないが、原動機付自転車等の管理において、管理地内移動用として各科に供用しており、一括管理されていないことから、効率的に使用していないものがあつた。	原動機付自転車の管理に当たっては、一括して管理する方式に改め、効率的な使用に努めてまいります。	
《指導事項》 ウ 委託契約に基づいて受託者に供与している物品の更新時において、財務規則に基づく物品の返納手続や不用の決定手続が行われていないものがあつた。	受託者に供与している物品の更新時に当たっては、今後、当該物品の返納手続、不用決定手続を行う等、適正な事務処理に努めてまいります。	
《指導事項》 エ 北海道職員被服貸付規程により貸付する被服について、耐用年数	被服の貸与に当たっては、北海道職員被服貸付規程に基づき適正な事務処理に	

を3年とすべきところを2年とし、新たに購入したことから不経済な支出となっていたものがあった。		努めてまいります。
《指導事項》 オ 海外研修の際に使用するために、本来、私費で購入すべき音声辞書の経費を、公費で支出しているものがあった。	物品の購入に当たっては、必要性の検討を十分に行うなど適切な事務処理に努めてまいります。	
《指導事項》 カ 購入物品は当該年度内に使用することが基本とされているが、観光用PR冊子を、年度末を納入期限として、当該時期に購入する理由、配布先及び数量を明確にしないまま多量に購入しているものがあった。	消耗品の購入に当たっては、今後、このようなことのないよう、請求款等への指導を徹底するとともに、適正な執行に努めてまいります。	
《指導事項》 キ 印刷物の購入において、配付先の一部が既に存在していないにもかかわらず、購入数量を変更しないで発注したことから、不経済な支出となっているものがあった。	配布を要する物件の購入に当たっては、配布先等について十分精査し、適正な物品購入事務に努めてまいります。 なお、印刷物の余部につきましては、他の施設等へ配布し、有効に使用しました。	
《指導事項》 ク 郵便切手の管理において、翌年度への繰越は、物品購入等事務取扱要領により、通常、年間使用量の6分の1の範囲内とされているにもかかわらず、それに比べて著しく多いものや、受払簿と現物が一致していないものがあった。	郵便切手の購入に当たっては、今後、使用枚数を考慮した計画的な執行に努めてまいります。	
《指導事項》 ケ 劇物については、法令等に基づき安全管理をしなければならないが、受払簿と計量確認した現在量が一致していないものや薬品庫以外に保管されているものがあった。	劇物の管理に当たっては、関係法令等の定めるところに従い、今後とも厳重な管理に努めてまいります。	
7 工事技術に係る事項		
7 - 1 実施計画		
《指導事項》 ア 漁港修築工事において、防波堤先端にある灯台の維持管理のために機械の行き来が必要であるとしてスロープを設置しているが、維持管理作業は通常徒歩により行き来して行っており、機械作業が必要な場合は、船舶に取り付けた機械により行っていることから、工費の安い階段とすべきものがあった。	工事の実施計画に当たっては、設計条件等に十分留意し、経済的な積算に努めてまいります。	
《指導事項》 イ 公園内トイレの建替工事において、前年度工事で旧トイレを撤去したことから、新築トイレ完成までの間、仮設トイレが必要としてリースしているが、両工事間の連携を図っていれば、リース料は不要となったものがあった。	工事の実施に当たっては、今後、このようなことのないよう実施計画等に留意し、経済的な工程となるよう努めてまいります。	

《指導事項》 ウ 3か年計画のスノーシエルトー工事の基礎の施工に伴い、既設の車道を掘削し、次年度までの車道を確保するため、仮設の路盤材料で復旧しているが、その際、正規の路盤材料を用いていれば二度手間にならなかったものを、仮設の路盤材料を用いたことから、その掘削、埋戻しが必要になり不経済となったものがあった。		積算に当たっては、全体の工程やその流れに十分留意し、経済的かつ効率的な発注に努めてまいります。	
《指導事項》 エ 鉋害防止のためのPVC板柵渠工事において、鉋滓からの酸性の流出水による腐蝕を防止するため、流水接触部にタールエポキシ樹脂塗装を施しているが、流下する砂礫によって底面部の塗装が剥落し、一部に腐蝕が見られることから、現場状況を確認し、工法を検討すべきものがあった。		当該工事は、平成11年度の鉋害防止工事であり、当該箇所は、特に著しく水路が洗掘されていたため、優先的に工事を実施したものであります。 なお、その上流部にも排水路の整備が必要な区間であり、今後、その区間の整備と併せて対策工事を実施してまいります。 実施計画（予定） 1 平成13年度 (1) 排水路を含む周辺堆積場の調査の実施 (2) 上記調査結果を踏まえ、一連の整備計画の策定 2 平成14年度以降 1の整備計画により、計画的な鉋害防止工事を実施	
7 - 2 設計 (1) 設計条件の検討が十分でないもの 《指導事項》 ア 高等学校の屋内体育館改築工事において、グラウンドからの飛球による破損防止のため、窓が		設計に当たっては、現場状況等を十分検討の上、経済的な積算に努めてまいります。	

《指導事項》 イ トンネル工事において、トンネル頂部に施工するコンクリート・トラフ側溝の埋戻し費用を見込んだ設計をしているが、この費用は、トンネルの露出部分を盛土で巻き建てていく作業により必然的に埋戻しされることから、不要となったものがあった。		設計に当たっては、現場条件等を十分検討の上必要経費を計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めてまいります。	
《指導事項》 ウ 河川改修工事において、現場条件から判断して仮設道路が必要であるが、未計上のものがあった。 また、護岸工事において、連結フロック施工の際の水管費を見込んだ設計をしているが、積算の際に、フロックの基礎の床掘部分から浸透してくる1時間当たりの水量（透水量）を過少に算出していたものがあった。		仮設道路の計上及び透水量の算定に当たっては、現場状況等を十分検討の上必要な経費を計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めてまいります。	
《指導事項》 エ 農道工事において、拡大設計変更により農道の延長を行っているが、工期にも影響を及ぼすと思われるのに、工期の変更について検討していないものがあ		また安全費の計上に当たっては、作業状況等に十分留意し、必要な経費の計上に努めてまいります。	
設計変更時の工期の検討に当たっては、関係者との協議経過を文書に記録するなど、適切な事務処理に努めてまいります。			

つた。	
《指導事項》 オ 漁港改修工事において、プロック製作ヤードの用地決定は、設計上重要な条件であるが、地権者と借用する場所、面積、期間、借地料の有無などを書面で取り交わしていないものがあつた。	プロック製作ヤードの用地決定に当たっては、ヤードの位置、必要面積、期間等を明示した経過協議書を作成し、施行範囲を明確にしていまいります。 次年度以降に使用するプロックがある場合についても適正な決定行為を行います。
(2) 基準どおりの設計をしていないもの	
《指導事項》 ア 農道の横断暗渠工事における床掘法勾配は、「農道設計指針」により設計しなければならぬが、この指針と異なる設計を行っているものがあつた。	農道の設計積算に当たっては、「農道設計基準」との整合性のチェックを行い、今後、このようなことのないよう適切な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 イ 農林海岸保全施設工事の護岸工において、整形する必要のない切土法面仕上げの費用を計上しているものがあつた。	工事の積算に当たっては、今後、現場の状況や工事内容を十分精査し、適切な積算に努めてまいります。
《指導事項》 ウ 各種工事から発生するコンクリート管やコンクリート樹などは、小割りにして産業廃棄物として処理することとされているが、小割経費が未計上のものがあつた。	産業廃棄物の処理に当たっては、必要とする経費を十分検討して計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めてまいります。
《指導事項》 エ 魚道整備工事において、川の流れを一定にする水制工の一部として籠アットを施工することとし、この中詰材料は現地で取り壊すコンクリートを30cm程度	発生材の活用に応じた場合は、必要とする経費を十分検討して計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めてまいります。

に破碎して使用することとされているが、30cm程度の塊では不適當で、さらに小割りする必要があるが、この経費が未計上のものがあつた。	
《指導事項》 オ 橋梁下部工事の基礎岩盤部の機械掘削において、平均10cmの余掘を計上し、その部分はコンクリートで充填することとされているが、コンクリート経費が未計上のものがあつた。	コンクリート経費の計上に当たっては、必要とする経費を十分検討して計上するよう関係職員に周知し、適正な積算に努めてまいります。
(3) 発生材を有効活用していないもの	
《指導事項》 ア 高潮対策工事において、不要となる既設プロックを取り壊し、その一部をコンクリート法枠工基礎部の埋戻し材料として再利用し、残りを産業廃棄物として処理する設計としているが、さらに、同工事の中で、籠アット工法による中詰材料として再利用することが可能なものがあつた。	発生材の活用に応じた場合は、現場状況を十分に把握して活用するよう関係職員に周知し、より経済的な積算に努めてまいります。
《指導事項》 イ 道路拡幅工事に伴う用水路移設工において、既設用水路で使ったトラフは、全て産業廃棄物処理をし、新しいトラフを使用する設計としているが、既設トラフの再利用の可能性について、十分な検討を行っていないものがあつた。	資源の有効利用、コストダウンという観点から今後は調査設計時において目視により調査を行い、用水路として再使用が可能かどうか判断し、設計に反映してまいります。 さらに、現場においてもトラフの状況を十分検討して破損状況の写真等の資料整理を行い、適切に処理をするよう改善してまいります。
(4) 設計図書が明確でないもの	

《指導事項》 ア 各種工事において発生する建設副産物の処理方法や処理先、処理費については、特記仕様書で明示することとされているが、明示されておらず、処理費も未計上のものがあつた。	建設副産物の処理方法及び処理先については、特記仕様書に明示するとともに、処理費の計上については、平成12・13年度に他府県の状況や工事の実体を調査し、その結果に基づき適切な積算に努めてまいります。
	設計図書の作成に当たっては、内容を十分に確認するよう関係職員に周知し、より適切な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 イ 仕様書と設計図、工事予算内訳書の内容が一致していないもの、また、施工に必要な事項を記載していないものや特記仕様書を作成していないものがあつた。	
(5) 設計基準が明確でないもの	
《検討事項》 ア 保安林改良工事における排水工断面の設計において、雨水の流下能力や地下水の排水機能を踏まえた必要断面積が明確になっていないため、設計要領や運用指針で明らかにするよう検討する必要がある。	保安林改良工事（植栽）においては、地下水位の高い場合や降雨等が滞水しやすい場合が多く、植栽木に根腐病等が発生することがあり、このような箇所での植栽に当たっては、植栽環境条件を整える必要があり、その方法として明渠や暗渠工による排水処理が必要です。 平成11年度では、地下水の排除や排水断面の基準が明確となっていないため、平成12年4月に「治山技術基準解説（運用）」の一部を改正しました。
《検討事項》 イ 道路標示工事におけるライン引きについて、工事仕様書の中で、使用するペイントやピーズの量などが明確にされていないので、明確にするよう検討する必要がある。	工事仕様書の作成に当たっては、今後、内容を十分に確認し、より適切な事務処理に努めてまいります。
《検討事項》	

ウ 石礫除去工事における含礫率については、事前の測量調査の結果に基づいて積算し、発注後に現地調査を行い、その結果により設計変更することとされているが、取扱いが不明確なため設計変更をしていない事例が多いので、明確にするよう検討する必要があります。	
7 - 3 積算	
(1) 過大積算となっているもの	
《指導事項》 ア 埋戻土の歩掛については、簡単な転圧で締め固める場合は「埋戻歩掛」、地耐力を持たせるために強い締固めを行う場合には「盛土歩掛」を適用することとされているが、「埋戻歩掛」を適用すべきところを工費の高い「盛土歩掛」を適用していたものがあつた。	歩掛の適用に当たっては、必要とする経費を十分検討して計上するよう関係職員に周知し、経済的な積算に努めてまいります。
《指導事項》 イ 農道工事において、法面の植生を張芝で積算しているが、施工時期から工費の安い種子吹き付けでも十分なものがあつた。	工事の積算に当たっては、今後、現場の状況を的確に把握し、適切な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 ウ 河川工事において、堤防護岸用の客土を、築堤管理用道路からバックホウで投入可能であったが、工費の高い堤内地からのトラックレーンを使用していたものがあつた。 また、外構工事において、排水管の床掘を0.2㎡のバックホウで施工することとしているが、	バックホウやトラックレーンなどの作業機械の適用に当たっては、現場状況等に十分留意した歩掛を適用するよう関係職員に周知し、経済的な設計積算に努めてまいります。

工費の安い大規模パツクホウを使用すべきものがあつた。		
《指導事項》 エ 農道工事において、連結プロツクの取外し、復元布設の単価及び数量を誤っているものがあつた。 また、上水道工事において、連結プロツクの資材単価を二重に計上したものがあつた。	工事の積算に当たっては、今後、このようなことのないよう設計書の審査を強化するなど適切な積算に努めてまいります。	
《指導事項》 オ 暗渠排水工事の掘削工において、必要のない「すき取り費」を計上したものがあつた。また、掘削土を盛土に流用しているのに運搬捨土として計上したものがあつた。	設計に当たっては、今後、現場状況や工事内容を十分精査し、適切な積算に努めてまいります。	
《指導事項》 カ 建築工事において、鉄筋コンクリートの冬期打ち込みに伴う冬期保温料加算を計上しているが、対象期間外のもものがあつた。また、気温による強度補正費を計上しているが、対象気温外のもものがあつた。	コンクリート工事の冬期保温料及び気温による強度補正については、施工時期に十分留意し、適切な積算に努めてまいります。	
(2) 過少積算となっているもの		
《指導事項》 ア 漁港改修工事において、船揚場の中間止壁コンクリート打設の歩掛は、建設歩掛を適用すべきところを、工費の安い漁港歩掛を適用したものがあつた。	歩掛りの適用に当たっては、必要とする経費を十分検討して計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めてまいります。	
《指導事項》 イ 急傾斜地工事において、斜面の小段部に排水トラフを設置す	歩掛りの適用に当たっては、現場条件に十分留意して必要とする経費を計上す	

るため、掘削及び埋戻しを機械で施工することとしているが、現場の状況からは人力によらなければならぬものがあつた。		るよう関係職員に周知し、適切な積算に努めてまいります。
《指導事項》 ウ 砂防工事の魚道工において、法面を機械により掘削、積込、運搬捨土という作業工程としていたが、現場の状況は、法面が高く、掘削、置き土、置き土の積込、運搬捨土という経費のかかる工程としなければならないものがあつた。	設計に当たっては、作業工程を十分に検討して必要とする経費を計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めてまいります。	
《指導事項》 エ スノーシェルター基礎工事の埋戻し工において、使用する機械は埋戻し幅により異なるが、埋戻し幅を誤り、工費の安い機械で積算したものがあつた。	設計に当たっては、内容を十分に確認して必要とする経費を計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めてまいります。	
《指導事項》 オ 下水道中継ポンプ場新設工事において、杭打の際に発生する汚泥を産業廃棄物処理場まで運搬する経費が未計上のもものがあつた。	運搬経費の計上に当たっては、現場条件に十分留意し、必要とする経費を計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めてまいります。	
《指導事項》 カ 上記のほか、歩掛、単価、数量の適用誤りや必要経費の未計上のものがあつた。	設計に当たっては、現場状況の検討や内容の確認を十分に行い、適切な積算に努めてまいります。	
(3) 仮設費の取扱いが適切でないもの		
《指導事項》 ア 道路改良工事において、既に発注している工事と積算体系が同種の工事を随意契約により発	随意契約における共通仮設費諸経費調整に当たっては、土木工事積算要領の改訂を関係職員に十分に周知し、適切な積	

注する場合、工期及び区間の重複度合いによって共通仮設費を調整することとなっていたが、平成9年度からは、全て共通仮設費の調整をすることになっているところを、適用を誤り、調整していないものがあった。	
《指導事項》 イ 河川局部改良工事の護岸工において、I区を第一、第二の2区間に分け、締切工として必要な大型土のうをI区ごとに計上せずに、第一区間から第二区間へ転用する設計としているが、転用に必要ない運搬経費が未計上のものであった。	仮設費の計上に当たっては、現場状況に応じた経費を計上しよう関係職員に周知し、適切な積算に努めてまいります。
《指導事項》 ウ 橋梁上部工事において、2径間の鋼桁をトラツククレーン1台で右岸及び左岸から架設する設計としているが、トラツククレーンを対岸へ移動させるための分解、組立費が未計上のものであった。	仮設費の計上に当たっては、現場状況に応じた経費を計上しよう関係職員に周知し、適切な積算に努めてまいります。
《指導事項》 エ 一般車両を通行させながら工事を実施する場合は、交通安全対策から交通整理員を置かなければならないが、その経費が未計上のものであった。	交通整備員の配置に当たっては、今後、現場状況や工事内容を十分精査し、適切な積算に努めてまいります。
《指導事項》 オ 道路の橋梁工事において、躯体コンクリートの打設が冬期施工となっているが、その防寒養生費が未計上のものであった。	冬期施工における仮設費の計上に当たっては、施工時期に留意し、必要な経費の計上に努めてまいります。
《指導事項》	

カ 農道工事において、工期が冬期間で、しかも降雪地であるのに、除雪費が未計上のものであった。	
《指導事項》 キ 上記のほか、数量の適用誤りや必要経費の未計上のものであった。	冬期に係る工事の積算に当たっては、今後、除雪の実績を調査し、必要経費を計上し、適切な設計・積算に努めてまいります。
(4) 諸経費の取扱いが適切でないもの	
《指導事項》 ア 施設展示工事において、現場管理費率は全体の純工事費をもとに積算すべきところを、誤って工種別の純工事費ごとに積算したものであった。	経費の積算に当たっては、今後、適切な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 イ 建築と土木との合併工事における諸経費の算定は、土木工事に係る純工事費が500万円を超える場合には、全体純工事費に対応する建築と土木それぞれの諸経費率を適用し、それ以下の場合には、全て建築工事の諸経費率を適用することとされているが、誤って逆に適用したものであった。	合併工事における諸経費の適用に当たっては、内容の確認を十分に行うよう関係職員に周知し、適切な積算に努めてまいります。
《指導事項》 ウ 各種工事において、工期が11月1日から3月31日までの冬期間にまたがる場合には、現場管理費率を2%の範囲内で冬期補正することができるが、未計上のものであった。	現場管理費の冬期補正に当たっては、施工時期を考慮し必要とする経費を計上しよう関係職員に周知し、より適切な積算に努めてまいります。
《指導事項》	

工 各種工事において、建設工事のイメージアツタを図るための経費として、イメージアツタ経費が計上できるが、未計上のものがあつた。 《指導事項》 オ 電気設備工事において、前年度に発注した工事の近接工事として、共通仮設費及び現場管理費を低減しているが、近接工事の扱いは、年次が変われば対象外となることから、過少積算となつてゐるものがあつた。 《指導事項》 カ 高等学校の火災復旧工事において、昔繕工事に係る現場管理費率を新設工事として積算すべきところを、率の低い改修工事を適用してゐるものがあつた。 《指導事項》 キ 道路改良工事において、一般車両を通行させながら工事を行う場合には、その区間が工事の全線か一部にかかわらず、現場管理費の地域補正ができるが、工事全体の一部（15％）であるとして未計上のものがあつた。 《指導事項》 ク 上記のほか、数量の適用誤りや必要経費の未計上のものがあ	建設工事のイメージアツタ経費については、今後、工事現場の周辺環境等を考慮し、適切な事務処理に努めてまいります。
	諸経費の適用に当たっては、その適用条件についての確認を十分に行い、適切な積算に努めてまいります。
	現場管理費の適用に当たっては、工事内容を十分に検討し、適切な積算に努めてまいります。

つた。	
(5) 積算基準が明確でないもの	
《検討事項》 ア 国立公園内の工事において、資材運搬にヘリコプターを利用する設計をしているが、積算資料によると、最も安価な「ベル204B」を使用することとされている。しかし、同機種は型が古くなり現存していないことから、実態にあった積算資料とするよう検討する必要がある。	積算資料の作成、利用に当たっては、関係部と連携を図るとともに、随時積算方法等の見直しを行うなど、実態に即した積算となるよう努めてまいります。
《検討事項》 イ 治山ダム工事において、ダム3基を施工するため、沢水の排水を行う「函ひ」も3基が必要とする設計を行っている。しかし、ダムは1基ずつ施工する計画であり「函ひ」も1基を造り、それを転用することが可能であり、いずれが経済的かの比較検討を行った上で工法を決定すべきであるが、転用の歩掛がないため比較検討していない。転用歩掛の整備について検討する必要がある。	治山ダム等工事の「函ひ」の取扱いについては、その転用歩掛を定め、平成13年度工事から適用することとしました。
《検討事項》 ウ 予防治山工事の山腹工において、2基のコンクリート土留工を設計しており、それぞれ体積は、97.9m³、92.6m³となつてゐる。現行の歩掛においては、コンクリート体積が100m³未満の場合、労務費を加算できるが1基ずつとして取り扱うのか、合算するのか、取扱いが不明確な	山腹工事におけるコンクリート打設の労務費加算については、森林土木標準歩掛表を次のとおり改正し、平成12年2月1日以降から適用してゐます。 ・一構造物が小規模な場合は、効率的な作業が困難であるため、単体で100m³未満のときは労務費を加算できることとする。ただし、複数のコンクリート土留工が横断方向に近接している場合で、運搬

	ので、明確にするよう検討する必要がある。	等の作業方法が同じときは、一連作業が可能なため、この体積を合算し、一構造物として取扱うこととする。
	《検討事項》 オ 各種工事において、一般車両を通行させながら工事を行う場合には、交通安全対策として交通整理員を置くこととされているが、その必要人員の算定方法が各支庁によって異なっていることから、統一化について検討する必要がある。	交通整理員の積算基準については、計上方法、配置の考え方及び必要日数の算出等の取扱いを定め、平成13年2月1日以降に起工する工事から適用することとしました。
7 - 4 施工計画		
《指導事項》 ア 急傾斜地崩壊危険区域の崖の崩壊を防ぐため、区域を工区割し年次計画で工事を進めているが、本年度施工する崖下には校舎が近接していることから、落石防護柵を設けることとしているが、次年度の工事に支障をきたすことから、当該工事では施工していない。しかし、安全対策上、早急に仮設の落石防護柵の設置が必要なものがあつた。	安全対策に当たっては、現地の状況をよく把握し、適切な設計に努めてまいります。 なお、当該工事の施工に当たっては学校と協議し、必要な安全対策を講じて施工しました。	
《指導事項》 イ 河川改修工事において、盛土で作業用運搬道路を取り付ける設計であつたが、冬期間の工事であることから、雪の締め固めで代替えできるとして設計変更を行っているが、設計変更に当たって、現場調査もなく安全性も確認されておらず、また、雪を締め固める設計図もなかった。	仮設費の計上に当たっては、現場状況や安全性等に十分配慮し、適切な設計に努めてまいります。	
7 - 5 事務処理		

《指導事項》 ア 海岸保全に係る人エリーフのブロック製作工事において、ブロック238個のうち48個を、部分引渡しとしているが、監督員による検査のみで、検査員の完了検査がないまま引渡しされているものがあつた。	工事の実施に当たっては、今後、北海道請負工事検査要領に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 イ 道路改良工事の路盤工において、完成時期を9月末と設定しているが、地権者との打合せが長引き、完成が10月4日と遅延したにもかかわらず、工期の変更手続が取られていないものがあつた。	工期の変更に当たっては、必要な手続を行い、適切な事務処理に努めてまいります。
《指導事項》 ウ 防災ダム工事において、2名の工事監督員を指定しているが、「北海道農地開発部請負工事監督要領」で定める主任監督員を定めしていないものがあつた。	工事監督員の指定に当たっては、今後、「北海道農地開発部請負工事監督要領」の第2条第2項の規定に基づき、主任監督員を定め、適正に対処してまいります。
《指導事項》 エ 道路工事において、3箇所と予定していた取付け道路を、地権者との協議の結果7箇所に変更したが、協議は口頭処理とされ、文書を作成していないものがあつた。 また、道路拡幅工事に伴い占用物件である用水横断管の延伸が必要となり、これを補償工事で実施しているが、占有者との協議は口頭で処理され、文書を作成していないものがあつた。	工事の実施に当たっては、関係者との協議及び協定締結等諸手続を文書に記録するなど適切な事務処理に努めてまいります。
8 経営管理に係る事項 《指摘事項》 競馬事業について、勝馬投票券収入な	北海道競馬の運営改善については、農

どの減少により、販売額が減少し経営が更に悪化している。 (農政部、競馬事務所)		政部内に「北海道競馬検討会議」を設置し、「北海道地方競馬運営委員会」の答申で示された「組織」、「財務」、「番組」、「発売」の四つの柱を中心に検討を進めてきたところであり、今後5ヶ年の間における収支改善を目指し、これらの改革に沿った抜本的改革に取り組みることとしております。 また、効率的な経営戦略の構築を図るため、産地の方々や競馬有識者による「経営戦略会議」を設置し、経営の実践に結び付けるなど経営の健全化に努めてまいります。	
9 その他の事項			
9 - 1 公用車の交通事故 《指摘事項》 公用車による交通事故が発生し、修繕費用及び賠償金等として、1件につき、100万円以上の損害が生じているものがあつた。 (計量検定所、水産孵化場、留萌土木現業所、留萌支庁、網走支庁、警察本部)		公用車による交通事故の対策につきましては、綱紀保持の通達や交通事故等防止についての通知などで注意を喚起するとともに、各種会議などを通じて、各職場における職員の交通安全の啓蒙、啓蒙の指導や、職員の交通安全の形態や傾向について例示するなどした資料を提示し、各職場での職場研修の実施に取り組みしております。 また、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし、厳正に処分等を行うなど、強い反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取組を強化させております。 今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに、職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止に一層努めてまいります。	
9 - 2 火災・盗難・亡失 《指摘事項》			

校舎火災が発生し、修繕費用として1件、94,724,250円を支出しているものがあつた。(大森高等学校)		学校校舎等の火災防止対策につきましては、各種会議及び文書通達等により職員等への防火意識の啓蒙に努めておりますが、今後とも火災防止に万全を期すよう努めてまいります。	
《指導事項》 ア バンコンの盗難事件が発生し、被害が生じているものがあつた。		盗難事故の対策に当たっては、今後このようなことのないよう適切な庁舎管理に努めてまいります。	
《指導事項》 イ バンコンを亡失しているものがあつた。		物品の管理に当たっては、今後、このようなことのないよう適切な管理に努めてまいります。	
《指導事項》 ウ 行政事故の発生や管理瑕疵により、賠償金を支出しているものがあつた。		事故の防止については、これまで以上に財産の適正な管理及び行政の適正な執行に努めるなど、事故防止により一層努力をしてまいります。	
9 - 3 その他			
《指導事項》 教職員免許を取得していない者を非常勤職員として任用する場合は、教育職員免許法により、あらかじめ任用者が免許状授与権者に対し届出をしなければならないが、こうした手続が行われていないものがあつた。		非常勤講師の任用に当たっては、今後、このようなことのないよう関係規定等に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。	
《検討事項》 財団法人の事務所が高等学校内に置かれ、職員が勤務時間内に財団法人の出納事務などを行っているが、相当の事務量になっていることから、学校内に事務所を置く財団法人と学校事務との関わり方について検討する必要がある。		高等学校内に事務所を置く財団法人と学校のかかわり方については、法人の事務を学校の職員に過度に依存し、学校の職員がその勤務時間内に法人の事務を行うことのないよう、法人の事務処理体制の充実を図ることなどについて、指導を行いました。	

10	その他の特記事項	
----	----------	--

パソコンの管理において、次のとおり特記すべき事項があった。 《特記事項》 全庁的にパソコンが導入されたことに伴い、多量に使用されるプリンタのトナーカートリッジについて、トナーを補充して再使用するリサイクル製品があることから、新規購入の場合との経済性を比較したところ、リサイクル製品を使用する方が有利であることが明らかとなった。このため、代表的なプリンタに絞り、支庁、道立学校、警察署など33部局を抽出し、リサイクル製品の使用状況を調査したところ、調査対象部局のうち積極的に活用しているのは約1割であった。また、リサイクル製品を購入した場合には、所要経費の約4割が節減可能であった。今後、積極的にリサイクル製品の利用を図る必要がある。	物品の購入に当たっては、これまでも環境への負荷をできるだけ軽減するため、環境保全型製品（リサイクル製品も含まれる。）の選択に努めることを周知してきたところですが、改めて、トナーカートリッジなどリサイクル製品について、環境重視・経済性を考慮し、その利用に努めるよう通知しました。 また、各種会議等において引き続きこの趣旨が徹底されるよう努めてまいります。
--	--

2 公共工事に係る指名競争契約に関する監査結果に対する措置

改 善 意 見	講 じ た 措 置
1 指名競争契約について (1) 指名競争契約は、資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式であり、一般競争入札に比べて不信用・不誠実の者を排除することができ、また、参加者の範囲が多数ではあるが特定しているので手続の点においても簡単であるという長所を有していることから、契約の大宗をなしている。 しかし、競争参加者の指名が発注者の裁量によって行われることから、	工事契約において、競争を阻害する行為が行われていたことについては、公正な入札を確保すべき発注者として、あってはならないことであり、極めて深刻かつ重大な事態と受け止めております。このため、工事発注業務に携わる職員の徹底した意識改革を図るため、「公正な入札を妨げる行為の禁止について」（出納局長、総務部長通達）や、「農業農村整備事業～公正な入札・契約手続などの確立～（農政部総合防止テキスト）」に基づき、職場研修を実施するとともに、業界関係者に対し、周知を図りました。また、入札制度改善行動計画に基づき

情実に流れる危険性があると言われるが、農政部所管工事及び建設部の建築部門所管工事において行われた競争阻害行為は、こうした弊の現われである。 地方公共団体の契約は、公正性と機会均等性さらには経済性の確保が欠かせないものであり、こうした契約の根本理念を職員に周知徹底し、競争阻害行為を二度と繰り返すことのないよう、抜本的な改善措置を講ずること。 また、共同企業体を活用する場合には、中央建設業審議会において示された「共同企業体運用準則」（以下「運用準則」という。）に準拠し、各発注機関は、明確・適正な基準を定め、適正に運用されることとされている。この運用準則においては、共同企業体の結成は、企業の自由な意志により結成することとされていることから、道が直接または業界団体などを通じて結成に関与することは、厳禁とし、道の運用基準において、この旨を明確に示すこと。	一般競争入札の対象範囲を拡大するとともに、指名競争入札においては、ランダムカット方式による指名を行うなど、契約の公正性、機会均等性、経済性の確保を図るための入札制度の改善に取り組んでいるところだ。 また、共同企業体の結成については、建設工事共同企業体運用基準を定め、結成方法は企業の自由な意思に基づき自主結成とする旨を明確にしました。
2 指名競争参加者の資格について (1) 競争阻害行為を経て締結された契約は、共同企業体に多く見られたところであり、道の共同企業体運用基準が不備であることも、それを助長する要因となっている。 共同企業体の活用については、これまで、受注機会の配分と誤解を招くような共同企業体が存在するな	建設工事共同企業体運用基準及び建設工事共同企業体の活用方針を定め、共同企業体の活用対象工事、登録回数制限、共同企業体の申請時期（契機）などを明確にしました。

どの問題点が指摘されており、中央建設業審議会においては、平成6年3月25日に「共同企業体の運用準則」を改定し、制度の改善を図っているが、道においては、その趣旨が徹底されず、また、発注各部署ごとに取り扱いが異なっている。 発注各部署の実務担当者による連絡会議を設置するなどして、道の共同企業体の運用基準を早急に見直し、明確・適正な整備を図ること。		共同企業体の運用基準については、閲覧室等において公表することとしました。	
3 指名基準について (1) 指名基準及び同運用方針について、適正な運用が行われるよう周知徹底を図る必要がある。		指名基準及び同運用方針の一部を改正し、本庁各部署を対象に説明会を開催したほか、支庁会計課長会議など各種会議において説明を行いました。 また、指名基準及び同運用方針の一部改正に関連して生じた事務手続上の質疑応答を取りまとめ、周知を図りました。 さらに、今後予定している指名基準の事業別基準の一部改正に併せ、本庁各部署や支庁等を対象に説明会を開催するなどして、指名基準及び同運用方針全般の趣旨等を改めて周知徹底し、その適正な運用を図ってまいります。	
(2) 指名基準や指名停止基準、発注標準を速やかに公表すること。		指名基準や指名停止基準、発注標準については、閲覧室等において公表することとしました。	
(3) 共同企業体の混合指名の基準を明確化するよう検討する必要がある。		共同企業体の混合指名の基準については、建設工事共同企業体運用基準及び活用方針により共同企業体の活用方法を明確にしました。	
4 指名選考委員会の運営について			

(1) 指名選考委員会は、指名競争参加者を決定する重要な機関であること認識し、適正な運営が行われるよう、周知徹底を図る必要がある。		指名委員会の取扱いについて適正に行われるよう、徹底してまいります。	
(2) 指名選考委員会の審議の透明性を高めるため、議事録の作成などについて検討する必要がある。		指名選考委員会における指名選考過程の透明性を高めるため、入札参加者指名選考委員会規程（準則）及びその取扱いの一部を改正し、委員会において指名競争入札等の参加者の指名選考等が行われたときは、その過程及び理由、議決の状況を記録するとともに、当該指名競争入札等の参加者名の公表を行うときに併せて、これらの事項を公表することとしました。	
(3) 相互立会については機能しておらず、廃止を求める声が強いことから、そのあり方を含め検討する必要がある。		相互立会については、入札等監理委員会の意見の趣旨を踏まえ、検討の結果廃止しました。	
(4) 業者の選考から指名通知までに長期間を要すると、指名要件である業者の経営内容や経営規模の適性に変化する可能性があるため、適期に指名選考を行い、速やかに通知すること。		設計を十分詰めた後に指名委員会にかけるとともに、指名選考委員会終了後、すみやかに起工決定書を起案するよう努めてまいります。	
5 指名競争の執行について (1) 予定価格調書の作成について、財務規則を遵守すること。		予定価格調書の作成については、財務規則を遵守するよう、文書及び各種会議により改めて周知しました。	
(2) 最低制限価格の設定を厳格に行うこと。		最低制限価格の設定に誤りのないよう、各種会議等により周知徹底してまいります。	
(3) 見積りの適正化に関する取扱いルールを整備するよう検討する必要がある。また、法定の見積期間は遵守する		指名競争入札における公示用図書の取扱いについて検討してまいります。また、見積期間については、法定の見積期間を遵守するよう各種会議において	

第2 監査の結果に基づき講じた措置
指導事項に対する措置

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
1 支出に係る事項	(1) 臨時職員の任用において、有給休暇があることを本人に明示すべきところ、このことを明示せず、有給休暇を付与していないものがあった。	臨時職員の任用に当たっては、今後、このようなことのないよう、関係規定等に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。
	(2) 前渡資金の支払確認事務において、実際に確認しなかった指定職員の記名、押印により処理されているものがあった。	前渡資金の支払事務に当たっては、今後、このようなことのないよう、内部牽制の充実強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。
2 契約に係る事項	(1) 業務委託に係る予定価格の積算において、諸経費率の適用を誤ったことから、積算が過大となっているものがあった。	諸経費の適用に当たっては、業務委託の内容を十分検討し、適切な積算に努めてまいります。
	(2) 少額工事の完成検査報告において、実際に検査を担当しなかった検査員の記名、押印により処理されているものがあった。	完成検査に当たっては、今後、このようなことのないよう内部牽制の充実を図り、適正な事務処理に努めてまいります。
	(3) 業務委託に係る予定価格調書が、積算金額を上回って作成されているものがあった。	予定価格の積算に当たっては、今後、このようなことのないよう、積算内容に十分留意し、適切な事務処理に努めてまいります。
	(4) 単価契約の見積合わせにおいて、一部の見積単価が予定価格を超	単価契約の見積合わせに当たっては、今後、このようなことのないよう関係規定等に十分留意し、適切な事務処理

こと。	周知しました。
(4) 取扱注意文書は厳正に管理すること。	取扱注意文書の取扱いについては、関係課長会議などにおいて周知徹底しました。
6 工事事務の管理について	
(1) 監理技術者の配置について、指導の徹底を図ること。	監理技術者の配置については、関係課長会議などにおいて周知し、工事監督員、業者等への指導徹底を図ることとしました。
(2) 施工体制台帳の提出について、指導の徹底を図ること。	施工体制台帳の提出については、関係課長会議などにおいて周知し、工事監督員、業者等への指導徹底を図ることとしました。
(3) 下請負人選定通知書の提出について、指導の徹底を図ること。	下請入選定通知書の提出については、関係課長会議などにおいて周知し、工事監督員、業者等への指導徹底を図ることとしました。
(4) 前金払返還に係る協議を適切に行うこと。	前払金の返還に係る協議については、関係課長会議などにおいて適切に行うよう周知しました。

監査公表第7号

地方自治法第199条第5項の規定により行った平成11年度に係る財務に関する事務の執行の監査の結果に基づき、同条第12項の規定により、教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成13年6月8日

北海道監査委員 土 田 弘
北海道監査委員 神 戸 典 臣
北海道監査委員 谷 慶 藏
北海道監査委員 前 田 榮 一

第1 監査の結果の報告

平成11年度に係る随時監査の結果については、平成12年11月1日に議会、知事及び関係のある委員会に報告（平成12年11月10日付け北海道公報号外第85号で公表）した。

	えているにもかかわらず、契約しているものがあつた。	に努めてまいります。
3 公有財産に係る事項	建物の改築により公有財産を取得したときは、遅滞なく登記をする必要があるが、所有権保存登記を行っていないものがあつた。	公有財産の登記に当たっては、法令等に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、当該登記については手続を行いました。